

# 情報モラル教育を実施しました

情報機器が生活に欠かせないものになっています。そこで、本年度は、6月30日(金)に3～6年生を対象に、「インターネットの安全安心な使い方」の授業を行いました。講師は、e-ネットキャラバンからお越しいただきました。

講座の内容は、①ネット依存、②ネットいじめ、③誘い出し・なりすまし、④個人情報漏えい、⑤ネット詐欺、⑥不確かな情報の拡散、⑦著作権・肖像権についてです。特に、SNSによる個人情報漏洩、誹謗中傷など③④の項目を重点事例として、動画や実例を交えてお話をいただきました。児童は、「写真に映り込む、わずかな風景から場所が特定されてしまうこと」「個人を示す情報が3、4つそろえば個人を特定できてしまうこと」「写真に映る指から指紋が分かってしまうこと」などに驚きを隠せないようでした。

多くのご家庭で、お子さんにスマートフォンやタブレット、インターネットに接続可能なゲーム機器を与えているかと思います。しかしながら、本授業の児童の反応を見ていると、「家庭における使用のルールがない」という児童が散見されました。夏季休業前のこの時期に、ぜひ**各家庭にて情報機器端末使用のルールをお子さんと話し合っ**て決めていただけたらと思います。

## 〈児童の振り返り〉

インターネットでのまた新たな危険な行為を知ることができました。これからはインターネットを使うときはルールを守り、時間を考え、正しく使うことを意識して生活したいと思います!!

スマホの見る時間を減らして寝る2時間前にはテレビも見ないようにしようと思いました。スマホの設定をもう一度確認しようと思いました。これからは、なるべくネットを控えようと思いました。

四時間目は、インターネットの安全・安心な使い方という授業をやって、インターネットには、色々なトラブルがあるんだなと思いました。特に印象に残ったのは、少し個人情報を出しただけでたくさんの人数の中から絞り出してしまうということ、ピースの指を出しただけなのに、指紋が取られてしまうということです。インターネットを扱うには、色々な注意が必要なのだわかりました。



令和5年度7月7日(金)  
館林市立第一小学校 生徒指導部